

ぐんま“まちづくり”ビジョンの策定と都市計画区域マスタープランの改訂による持続可能なまちづくりへの転換について

群馬県県土整備部都市計画課 正会員 ○高田 直樹
群馬県県土整備部都市計画課 正会員 中島 聡

群馬県では、人口減少・超高齢社会の進展により生じる課題・問題点を解決し、望ましい持続可能なまちづくりへの転換を図るため、平成24年9月に「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を策定し、これに基づいて都市計画区域マスタープランの改訂を行いました。

1. 「ぐんまのまちづくり」の現状と課題

(1) 人口減少と高齢化が進行

群馬県では生産年齢人口の減少と高齢者数の増加により、人口減少と高齢化が同時に進行しています(表1)。

表1. 群馬県の人口構成の推移

年次	生産年齢人口	増減数	高齢者数	増減数
H12 (10年前)	134万6千人	---	36万7千人	---
H22 (基準年)	125万2千人	▲9万4千人 (▲7.0%)	47万1千人	+10万4千人 (28.3%)
H32 (10年後)	112万1千人	▲13万1千人 (▲10.5%)	57万1千人	+10万人 (21.2%)

(2) 人口密度が低く拡散したまちを形成

DID 人口密度は関東のほとんどの県が横ばい・上昇に転ずる中、群馬県のみが下降を続けており、人口密度の低い市街地を形成しています(図1)。

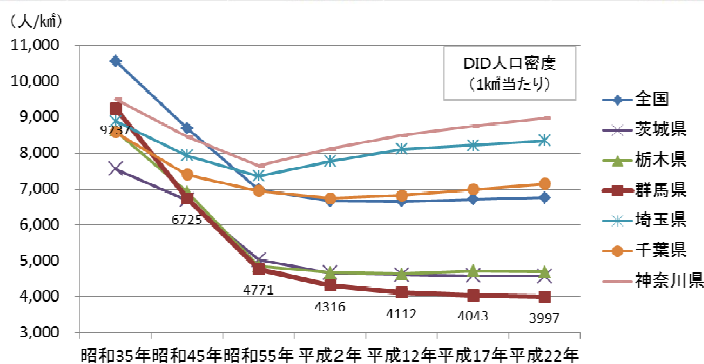


図1. DID人口密度の推移

2. 人口減少に対応する「ぐんま“まちづくり”ビジョン」の策定

(1) ぐんま“まちづくり”ビジョンとは

低密度に拡散した都市構造のままでは、人口減少局面、超高齢社会を迎えて、福祉的経費を多額に必要とするまちが形成され、生活が不便になるなどの問題が発生すると考えられます。そこで群馬県では、人口減少局面でも持続可能なまちづくりへの転換を図るため、ぐんま“まちづくり”ビジョンを策定し、目指すべきまちの将来像や、広域的な見地から県が取り組むべき都市計画の方向性、各市町村がそれぞれの状況に応じて選択すべき取組内容を示しました。

(2) 持続可能なまちを実現するためのまちづくりの進め方

持続可能なまちづくりへの転換を進めるため、ぐんま“まちづくり”ビジョンでは次の2つの基本方針を掲げています。

1) 「まちのまとまり」を維持し、公共交通でつなげる

「まちのまとまり」とは、中心市街地や合併前役場周辺、既存集落などが想定され、これらのどの地域でも、高齢者を含めた全ての人が買物・通院などの生活を支えるサービスを楽しむためには、徒歩や公共交通での移動を容易にすることが重要となります。そのため、今よりも「まちのまとまり(集積)」を減らさずに維持することで公共交通が成り立つようにし、「まちのまとまり」を公共交通で結びます(図2)。

2) 部分最適から全体最適を目指す

人口増加時代では、それぞれのまちがひとつひとつの課題に対して個別に解決策を講じることで、まち全体として活力を維持してきましたが、人口減少局面では個別の解決策により、パイの奪い合いといった、まち全

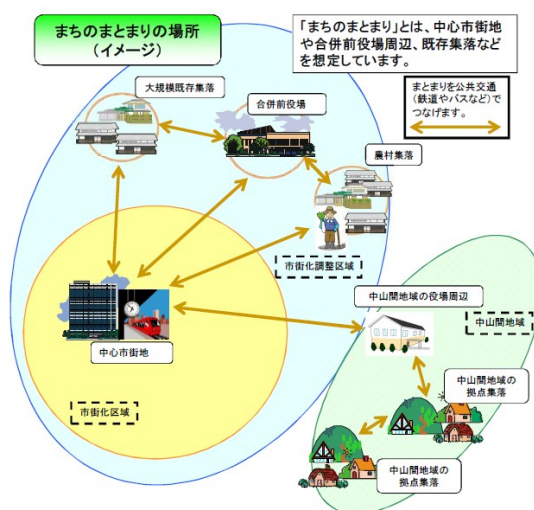


図2. 「まちのまとまり」のイメージ

体で不都合な部分が生じるおそれがあります。そのため、持続可能な社会をつくるためにまち全体として不都合が生じないように、個別施策間の調整をしながらまちづくりを進めます。

3. ぐんま“まちづくり”ビジョンを実現するための都市計画区域マスタープランの改訂とその特色

(1) まちづくりの転換を図るための3つの戦略

ぐんま“まちづくり”ビジョンで示した基本方針を踏まえ、持続可能なまちづくりへの転換を図るため、群馬県では広域的課題を解決する手段として、都市計画区域マスタープランの改訂において次の3つの戦略を掲げました(図3)。

1) 「まちのまとまり」が曖昧な市街地が連続したままでは、まちの活力を維持することが

難しくなるため、「まちのまとまり」が明確で公共交通が成り立つ市街地の形成を目指す。

2) 「まちのまとまり」ごとにあらゆる種類の施設を整備、維持し続けることは難しくなることから、まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できるよう、自動車が運転できない高齢者などの移動も想定しながら、多様な交通手段を確保する。

3) 東京圏等からの集客・企業誘致をめぐる周辺都県との地域間競争の激化が想定される一方、県内には人口規模的に突出した都市がないことから、複数の都市が一つの都市として連携する都市群の形成を目指す。

(2) 3つの戦略を推進するための広域都市計画圏の設定

群馬県では高速道路を中心とする広域的な道路網の整備により人の移動が広域化しているため、3つの戦略を推進するためには、市町村や都市計画区域を越えた広域的な圏域での土地利用調整などのまちづくりが必要となります。そのため、32の都市計画区域毎に策定していた都市計画区域マスタープランを4つの広域都市計画圏単位で策定しました(図4)。



図4. 都市計画区域マスタープランの計画単位

(3) 部分最適から全体最適を目指すための土地利用方針の設定

人口減少局面では、個々の解決策ではまち全体の活力が維持できなくなるおそれがあることから、まち全体で不都合な部分が生じないように、個別施策間の調整が必要となります。そのため、土地利用方針については次のように定めました。

- ・ 工業地: 高速道路 IC 周辺や幹線道路沿線等の広域ネットワークへのアクセス環境が整った地区に配置する。
- ・ 住宅地: 郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する。
- ・ 商業地: 郊外での大型商業施設は、原則抑制するが、まち全体で不都合が生じないように、広域的な観点から既存の商業に影響を及ぼさないことが整理された場合のみ、設定できるものとする。

(4) 今回の改訂により期待される効果

各市町村が定める個別の都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定めることになっているため、県が広域的見知から必要な方向性を都市計画区域マスタープランに定めたことで、人口減少局面においても持続可能なまちづくりへの転換が実現できるよう、個別の都市計画を一定程度誘導できると考えています。

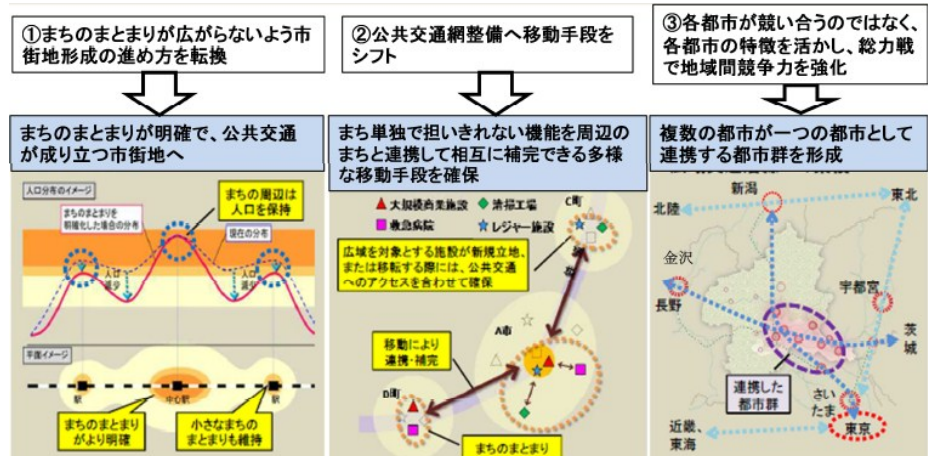


図3. まちづくりの転換に向けた3つの戦略と目指すべき方向性